

## 社労士資料①(公的年金の受給額を増やす方法とは?)

---

### ◆国民年金に60歳以後任意加入する

- ✓60歳になっても受給資格期間(25年)を満たしていない場合、65歳まで
- ✓65歳になっても受給資格期間を満たせない人が昭和30年4月1日以前生まれの場合、70歳まで
- ✓受給資格期間を満たしていても、満額に近づけたい場合、65歳まで

### ◆厚生年金保険の高齢任意加入被保険者となる

- ✓65歳以上で会社勤めをしており、受給資格期間が足りない方に適用
- ✓老齢給付の受給資格期間を満たす時点まで

### ◆老齢年金の受給資格年齢を繰り下げる

- ✓66歳から70歳まで繰下げ可能
- ✓繰下げ支給の増額率(%) = 繰り下げた月数 × 0.7

### ◆未納期間、免除期間の保険料を支払う

- ✓未納期間は最近2年間分、免除期間は最近10年間分まで保険料を後から納めることが可能

## 社労士資料①(公的年金の受給額を増やす方法とは?)

### ◆国民年金基金に加入する(第1号被保険者の方)

✓20歳~60歳未満の方で、国民年金保険料を納付している方が対象

✓毎月払い込む掛金の上限は68,000円

✓1口目の年金(いずれか1つに加入)

①A型(65歳支給開始15年保証付き終身年金)

②B型(65歳支給開始終身年金<保証期間なし>)保険料は②の方が安い

✓2口目以降は、終身年金と確定年金(計5種類)から選択<一定の条件あり>

※国民年金基金は任意脱退が認められていない

基金から脱退できるのは、第2号被保険者となった場合や国民年金の保険料免除となった場合などだけ

### ◆付加保険料を払う(第1号被保険者の方)

✓1ヵ月あたりの保険料は400円

✓給付額は、毎年「200円×付加保険料を払い込んだ月数」

⇒支給開始後、2年間で支払った分が戻ってくるといえる

※国民年金基金に加入すると付加保険料を支払うことはできない

※60歳以降任意加入する人も支払うことが可能